

令和 7 年度 監査実施方針、監査計画
及び監査実施要領

令和 7 年 3 月 2 5 日

鶴ヶ島市監査委員

第1章 令和7年度 監査実施方針

鶴ヶ島市監査基準（以下「監査基準」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度監査実施方針を次のとおり定める。

1 基本方針

令和7年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、監査基準に従い、事務事業等の内容を検証し、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から、指導的に監査等を行うものとする。

監査等の実施に当たっては、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを把握し、その評価を行い、リスクが高いと判断される事項について重点的に調査する。その上で、チェック体制やリスク管理等の内部統制機能が有効であるか検討し、助言を行う。

さらに、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、事務改善につながる指摘をすることにより、全体として監査等の成果が上がるように留意するものとする。

2 重点項目

令和7年度の監査重点項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 財務会計事務

財務会計処理に関する事務手続きは、関係法令等に従い適正に処理されているか。支払遅延や重複払い等はないか。

(2) 契約事務

執行伺書及び契約締結伺書等は適正に作成しているか（随意契約の理由及び根拠条文を含む）。契約書又は請書の内容は適正か。

(3) 財産管理

修繕が必要な危険箇所を長期間放置している事案はないか。

(4) その他

起案文書等の決裁区分・日付の記録・合議は適正か。電子決裁システムの運用に伴い、適正な事務執行が確保されているか。複数の職員での確認や進捗管理の徹底等、適正な事務執行を確保するための対応が組織的に図られているか。規則や要綱などが適宜見直されているか。

第2章 令和7年度 監査計画

監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準第8条第2項の規定に基づき、令和7年度監査計画を次のとおり定める。

1 監査等の種類

令和7年度に行う監査等の種類及びその目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 監査

- ① 定例監査（地方自治法第199条第1・2・4項、監査基準第7条第1項第1・3号）

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他事務事業の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

- ② 工事監査（地方自治法第199条第1・4項、監査基準第7条第1項第2号）

工事に係る設計、施工等に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

- ③ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項、監査基準第7条第1項第4号）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

なお、緊急に監査を行う必要があると認めるとき、又は市長からの監査要求があったときは、その団体を追加して実施する。

(2) 検査

- 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項、監査基準第7条第1項第11号）

会計管理者等の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預かり金を含む。）の出納事務が正確に行われているか検査する。鶴ヶ島市監査委員条例第6条に基づき、原則として、毎月25日を例日として行う。

(3) 審 査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、監査基準第7条第1項第12号）

会計年度終了後、一般会計及び各特別会計に係る決算その他関係書類が市長から審査に付されたとき、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

② 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項、監査基準第7条第1項第13号）

市長から定額の資金を運用する基金の運用状況について、決算審査に併せ審査に付されたとき、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、監査基準第7条第1項第14号）

市長から審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

2 監査等の対象及び実施予定時期

種 類	対 象	実施予定時期
定 例 監 査	政策推進課、女性センター、財政課、資産管理課、税務課、収納課、危機管理課、地域活動推進課、東市民センター、富士見市民センター、西市民センター、こども支援課、鶴ヶ島保育所、発育支援センター、富士見保育所、健康長寿課、保険年金課、都市計画課、道路建設課、学校教育課、鶴ヶ島第一小学校、長久保小学校、栄小学校、鶴ヶ島中学校、西中学校、学校給食センター、議会事務局議事課、農業委員会事務局	10～2月
工 事 監 査	請負契約の金額が原則 1000 万円以上となる工事の中から抽出	随時
財政援助団体等 監査	鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（指定管理者 社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会）	9 月
	特定非営利活動法人 鶴ヶ島市スポーツ協会	10 月
例 月 出 納 検 査	会計管理者所管の現金出納事務	原則毎月 25 日
決 算 審 査	令和 6 年度の一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計など）の歳入歳出決算	6～7 月
基金運用状況審査	令和 6 年度の土地開発基金の運用状況	6 月
財政健全化審査	健全化判断比率	8 月

3 その他の監査等

随時監査(地方自治法第199条第5項)は必要があると認めるとき、市議会の請求による監査(地方自治法第98条第2項)、住民の直接請求監査(地方自治法第75条)及び住民監査請求監査(地方自治法第242条)は請求があったとき、市長の要求による監査(地方自治法第199条第6項)は要求があったとき、職員の賠償責任監査(地方自治法第243条の2の8第3項)及び公金の収納等の監査(地方自治法第235条の2第2項)は求めに応じて行う。

4 実施体制

監査等の種類及び対象ごとに事務局職員の担当制とする。

なお、担当については別途定める。

5 監査執行上の留意点

監査の実効性を確保するため、是正又は改善が必要な事項が認められる場合は、監査の結果に関する報告にその内容を記載する。また、特に措置を講ずる必要がある事項については勧告する。

なお、監査の結果又は勧告に係る措置状況については、必要に応じて追跡調査を行う。

第3章 令和7年度 監査実施要領

令和7年度に行う監査等は、次の実施要領に基づき実施する。

1 実施要領

(1) 監査等の方法

① 監査等実施通知

監査等の実施に当たっては、特別の場合を除き、監査等の事前手続に基づき、監査等の種類、実施場所、日程等を、あらかじめ、関係者（監査対象課等の長その他の関係者）に通知する。

② 監査等資料の提出

監査等を行うに当たり、関係者から提出を求める資料は、電子データを基本とし、監査等の種類によって監査実施通知により指定するものとする。ただし、通知後についても状況の変化に応じて、提出資料の変更等の措置を講じるものとする。

③ 事務局職員による事前調査及び報告

事務局長をはじめとする職員は、監査委員の命により、監査委員の監査等に先立つ事前調査を行い、その結果を監査委員に口頭又は文書によって報告するものとする。

事前調査に当たっては、過去の指摘事項の是正状況や、業務に影響を及ぼすリスクについて、重点的に調査するものとする。

④ 監査等の実施

監査等は、関係諸帳簿及び関係書類の調査並びに関係者に対する聴き取り調査によって行うことを原則とする。ただし、諸事情を考慮し、案件によっては、現地監査を行うものとする。

(2) 監査等結果の報告及び公表に係る確認事項

監査等を行ったときは、その結果に関する報告（報告に添える意見及び勧告を含む。）を合議により決定し、議会及び市長並びに関係のある法令に基づく委員会又は委員に提出する。

例月出納検査を除いた監査等の結果の公表は、鶴ヶ島市公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うとともに、鶴ヶ島市ホームページに掲載する。なお、同ホームページには例月出納検査の結果も掲

載するものとする。

また、監査の結果又は監査の結果に関する勧告に基づき、何らかの措置が講じられ、その旨の通知があった場合も同様とする。

2 関係部局への周知

別途通知する「令和7年度監査実施方針及び監査計画について(通知)」により、各部課長へ周知する。

3 その他

監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正することができる。